

「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて</p> <p>第1 スプリンクラー設備 1～2 (略)</p> <p>3 国庫補助基準単価 1㎡当たり <u>21,200円</u>とする。ただし、入所施設であって、延べ床面積1,000㎡以上の平屋建の場合は1㎡当たり <u>40,200円</u>とする。 また、スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置する場合には、1施設当たり3,090,000円を加算する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて</p> <p>第1 スプリンクラー設備 1～2 (略)</p> <p>3 国庫補助基準単価 1㎡当たり <u>20,700円</u>とする。ただし、入所施設であって、延べ床面積1,000㎡以上の平屋建の場合は1㎡当たり <u>39,300円</u>とする。 また、スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置する場合には、1施設当たり3,090,000円を加算する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2 (略)</p>